

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 青森梨の木クリーンセンター廃棄物最終処分場 (管理型) 建設事業
環境影響評価準備書)

- 1 対象事業実施区域の下流部には原別配水所水源保護区域があり、原別配水所は地下水を水源としていることから、当該水源の水質に影響を及ぼさないよう万全を期する必要がある。このため、対象事業実施区域の地下水層の深度と流向を把握し、万が一であっても漏出水が水源保護区域に到達することがないように、その前の段階で検知する必要がある。

そのための施設供用中の地下水モニタリングの頻度について、環境影響評価準備書では「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」等の規定に基づき、「地下水等検査項目及びダイオキシン類」について年1回としているが、区域下流側約1.5kmに広く水源保護区域が存在するという本事業の地域特性に鑑み、その時期及び頻度について再検討すること。

- 2 施設の供用期間中において、「適時モニタリング調査等」を行うとした環境項目について、その時期（又は必要となるタイミング）、頻度等をあらかじめ示すこと。特に悪臭については、事後調査の必要性の中で、定性的な予測の不確実性を補うために適時モニタリング調査等により環境影響低減に配慮することとしていることから、これを実施すること。

以上の事後調査における環境モニタリングについて、法令、指針等に基づいて実施する項目については「発生するガスの流量」も含めて環境影響評価書に記載するとともに、適時モニタリング調査等を行うとした項目についても、上述を踏まえて検討し、合わせて「第9章 事後調査計画」への記載を検討すること。

- 3 対象事業実施区域周辺における希少猛きん類であるクマタカ等の生息・繁殖状況を踏まえ、造巣期から巣内育雛期（特に抱卵期から巣内育雛期前半）までの工事を避けるなど工事時期を調整する環境保全措置を検討すること。当該措置が困難な場合は、環境影響評価準備書に記載の環境保全措置に加え、工事前及び工事中にクマタカ等の生息・繁殖状況に応じて、専門家の助言を得ながら速やかに工事計画を見直すなど、適切な追加措置を講じること。

また、供用後の事後調査を適切に実施し、その保護に万全を期すこと。

- 4 廃棄物最終処分場の造成において切土部の「切土勾配は1:1.0以上」としているが、対象地は火山灰質粘性土であり、かつ、地下水位の把握状況が不明であることから、その安定性に懸念がある。

法面の安定性が低下し、洗堀や崩落により濁水が発生した場合には、下流域の環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、切土勾配の妥当性を示すために、

対象地点（図 2-5 縦断図 測点 No. 32～36 の範囲）の地質調査結果（柱状図、N 値分布、土質試験に基づく強度定数）を提示し、降雨・湧水を考慮した斜面安定解析及び濁水発生の可能性評価を行った上で、法面の安定性を確保すること。

- 5 廃棄物最終処分場の造成盛土部（堤体）について、設計・施工の妥当性が確認できないことから、その安定性に懸念がある。

工事中及び供用時に、法面崩壊に伴い濁水や埋立廃棄物が流出した場合には、下流域の環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、盛土部に使用する発生土の土質調査を行い、締固め基準を明確にした上で、荷重条件・降雨条件を考慮した法面安定解析の結果を提示することにより、十分な安全率が確保されることを示すこと。